

宇和島市おくやみガイドブック協働発行業務協定締結者  
選定に係るプロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目		評価内容	配点
業務全般	提案全般	業務の目的及び仕様書等の内容を踏まえ、本業務の趣旨をよく理解しているか。	5
	業務体制	冊子を円滑に作成・納品する体制が整っているか。	5
	役割分担	本業務の実施にあたり、本市と提案事業者の役割分担が明確になっているか。	5
	スケジュール	スケジュールに無理がなく、実現可能な内容となっているか。	10
	類似実績	過去の類似業務の実績が十分にあり、それを活かした提案内容となっているか。	10
ハンドブック構成	全体構成	市民にとって分かりやすく、利用しやすいレイアウト・規格であり、遺族の心情に寄り添ったデザインとなっているか。	15
	ページ構成	活用したい情報を分かりやすく、読みやすい配置で掲載する構成であるか。行政情報と広告の区別が分かりやすくなっているか。	15
	その他独自提案	組織改編等改訂版の発行や増刷対応など、本業務の目的に合った、魅力ある独自提案であるか。	15
業務実施	広告募集	広告掲載の基準を有し、市の発行物にふさわしい広告募集、広告掲載が可能で、広告主の見込数も実績に基づく実現可能な提案となっているか。	10
	問合せ対応	広告主や市民から広告について問合せ・苦情などがあった場合に速やかに対応できる責任体制が整っているか。	10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は納付金の金額が高い者を候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を候補者として特定する。